

# 障害者週間とは

## 趣旨

障害者施策の基本的方向を定める「障害者基本計画」（平成14年12月24日閣議決定）及び「第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」（平成16年3月18日沖縄県知事決定、平成21年6月16日一部変更沖縄県知事決定）においては、我が国が目指すべき社会として、国民（県民）誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を掲げています。このような「共生社会」は、国民（県民）一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことによりはじめて実現できるものです。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）においては、基本的理念として、すべての障害のある方に対し、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ことを宣言するとともに、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明らかにしています。

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民（県民）の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定されました。

「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。この期間を中心に、国、沖縄県、市町村、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開します。「障害者週間」の関連行事については、是非、積極的に参加してみてください。

(参考)

### 障害者基本法

**第7条** 国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの1週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

### 経緯

平成16年6月に障害者基本法が改正され、それまで12月9日を「障害者の日」と定めていた規定から、12月3日から12月9日までを「障害者週間」と定める規定へと改められました。

12月9日は、昭和50年（1975年）に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日であり、国際障害者年を記念して、昭和56年11月28日に国際障害者年推進本部が12月9日を「障害者の日」とすることに決定しました。その後、平成5年11月に心身障害者対策基本法が障害者基本法に改められた際に、12月9日を「障害者の日」とすることが法律にも規定されました。

一方、12月3日は、昭和57年（1982年）に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された日であり、これを記念して平成4年（1992年）の第47回国連総会において、12月3日を「国際障害者デー」とすることが宣言されています。

「国際障害者デー」である12月3日から我が国の「障害者の日」である12月9日までの1週間については、平成7年6月27日に障害者施策推進本部が「障害者週間」とすることを決定しています。

平成16年6月の障害者基本法の改正により、「障害者の日」は「障害者週間」へと拡大され、これまで障害者施策推進本部決定で設定されていた「障害者週間」も法律に基づくものとなりました。